Ａ× 1.003、Ｂ× 1.008、｛（Ａ× 1.003）－（Ｂ× 1.008）｝×α、｛（Ａ× 1.003）－（Ｂ× 1.008）｝×α× 0.986、Ｃ× 1.044、（Ｃ× 1.044）×α及びＤ× 0.986 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

Ｃ　次の算式によつて算定した額

算式

ｎ×ｏ

算式の符号

ｎ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

n1 ≦ 2,000 のとき　n1 × 0.03

2,000 ＜ n1 ≦ 7,000 のとき　（n1 － 2,000）× 0.08 ＋ 60

7,000 ＜ n1 のとき　（n1 － 7,000）× 0.1 ＋ 460

算式の符号

［略］

n2　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 3 年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和４年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該市町村の額

n3　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 3 年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和４年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の数

［略］

［略］

α　次の算式によつて算定した率

算式

（ｑ／ｒ）× 0.99970

ｑ／ｒに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｑ　第 31 条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ａに同じ。

ｒ　第 31 条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ｂに同じ。

Ａ× 1.011、Ｂ× 1.017、｛（Ａ× 1.011）－（Ｂ× 1.017）｝×α、｛（Ａ× 1.011）－（Ｂ× 1.017）｝×α× 0.986、Ｃ× 1.059、（Ｃ× 1.059）×α及びＤ× 0.986 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ｃ　次の算式によつて算定した額

算式

ｎ×ｏ

算式の符号

ｎ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

n1 ≦ 2,000 のとき　n1 × 0.03

2,000 ＜ n1 ≦ 7,000 のとき　（n1 － 2,000）× 0.08 ＋ 60

7,000 ＜ n1 のとき　（n1 － 7,000）× 0.1 ＋ 460

算式の符号

［同左］

n2　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 2 年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和３年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該市町村の額

n3　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 2 年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和３年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の数

［同左］

［同左］

α　次の算式によつて算定した率

算式

（ｑ／ｒ）× 0.96411

ｑ／ｒに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｑ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

q1 －（q2 × δ）× 0.986

q2 × δに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

q1　前項の規定によつて算定した額

q2　第 31 条第３項第１号の算式の符号Ｂに同じ。

δ　指定都市にあつては 6/8、その他の市町村にあつては 1.000

ｒ　改正前の省令附則第 14 条の９第１項の規定によつて算定した額